

公益社団法人三田市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、その設立の目的を達成するため、会員の就業に関する事項を定めるものである。

(努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力しあって会員自身の創意性を発揮しながら、働く機会を広げ、その健康と福祉を増進し、地域社会づくりに貢献するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教などの理由で、その就業その他処遇面で差別的な取扱をしない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とはならない。

(仕事の配分等)

第5条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行ない、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、作業終了後、作業日報を携行し本人及び発注者で確認を行うとともに、就業の終了又は作業日報締切期日（月末）後、速やかにセンターに作業日報を提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

- 2 会員は、入会時に就業承諾書（別紙様式1号）をセンターに提出し、就業を行うものとする。

（就業上の注意事項）

第7条 会員は、就業にあたり次のことに留意する。

- (1) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い災害防止に努めること。
- (2) 工作中は、お互いに仲良く 協力して働くこと。
- (3) 止むを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前にセンターに届けること。
- (4) センターから提供された仕事を誠実に履行するよう努めること。

（守秘義務）

第8条 会員は、仕事上知り得た業務上の機密事項を第三者に漏らしてはならず、また退会後も同様の義務を負う。なお、機密事項とは、発注者、就業先、他の就業会員等の個人情報のほか、就業先の社内情報、センターとの契約内容等をいう。

第3章 共同作業

（共同作業の留意事項）

第9条 会員が共同作業を必要とする場合は、第1章及び第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、必要に応じて、その中からリーダーを互選するものとする。
リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連帯及び発注者との打合せなどにつきセンターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中けがをし、又は急病になったときは、ただちにリーダー、センター又は発注者に連絡するなど、共同作業中の会員は協力して対応すること。

第4章 傷害保険

（傷害保険）

第10条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより補償されるものとする。

- 2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け

て指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

- 第11条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額（1事故1,000円）は会員の負担とする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による賠償責任、及び自動車所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑則

(規約の改廃)

- 第12条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規約は、一般法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人三田市シルバー人材センター就業規約（平成2年9月5日制定）は前項の登記の日の前日をもって廃止する。

公益社団法人 三田市シルバー人材センター 就業承諾書

私は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」と言う。）に入会するにあたり、次の事項を承諾するとともに、これを厳守し、センター事業発展に貢献できるよう努力いたします。

記

センター基本理念、目的趣旨に賛同し、センター定款、その他諸規程を厳守すること。

センターの業務は、臨時的、短期的な就業又は、軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する会員に対し、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供することを理解し、就業に際しての条件（配分金、就業時間、仕事の内容等）は、センターと発注者が協議して決定したものに従い、これらの事について発注者と直接交渉しないこと。

センターは、就業機会の確保に努力するも、保証するものではないこと。

会員と発注者、またはセンターとの間には、雇用関係は成立にないため、労働関係諸法規及び労働災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会・労働保険の適用がないこと。

就業に起因した事故に対する賠償責任が発生した場合で、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

就業中及びセンターが主催する総会、講習会などの途上に被った傷害、その他事故に関して、「シルバー人材センター団体傷害保険」で担保できない補償は、会員が負うものとする。

センターや地域班からの要請を受けたときは、積極的に受諾し、センター事業の発展に尽力すること。

上記の承諾書の内容については、家族も同意しております。

年 月 日

公益社団法人 三田市シルバー人材センター
理事長 様

住 所：三田市 _____

氏 名： _____ 印